

社会福祉法人西海市社会福祉協議会 理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款（以下「定款」という。）第11条の規定により、理事会の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(会長の専決事項)

第2条 定款第11条第1項に定める会長が専決できる「日常の業務として理事会の定めるもの」とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 職員の任免。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの。

その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

なお、当該処分について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する理事が専決する。

- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。

なお、当該契約について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。

- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、経理規程第54条第3項に定める金額を超えないもの及び次のような軽微なもの。

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設整備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

なお、当該契約について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。

- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

なお、当該取得等について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。

- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

なお、当該売却等について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。

- (8) 予算上の予備費の支出。

- (9) 福祉サービス利用者の日常の処遇に関すること。

(10)寄附金の受入れに関する決定。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- 2 前項第5号から第7号で定める会長が専決することができる金額及び範囲は次のとおりとする。（経理規程第54条第3項に定める金額）

	契約の種類	金額
1	工事または製造の請負	250 万円
2	食料品・物品等の買入れ	160 万円
3	前各号に掲げるもの以外	100 万円

（理事会の運営）

第3条 理事会の開催は、予算及び決算のための理事会の外理事会の議決を要する事項がある場合その他事業の必要により開催するものとする。

- 2 理事が理事会に出席できない場合、理事会における議決権を他の理事に委任することはできない。

- 3 議長の議決権については、可否同数のときより前に行使することはできない。

- 4 建設請負業者又は物品納入業者等である理事は、法人が行う建設請負工事又は物品納入等の契約を行おうとする場合には、当該契約の入札価格の決定及び業者選定等に係る議事の議決には加わることはできない。

- 5 第1項に定める「理事会の議決を要する事項」は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定
- (6) 社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他所轄庁等の許認可を受ける事項
- (7) 金銭の借入れ、財産の取得、処分等に係る契約（軽微なものを除く。）
- (8) 役員報酬に関する事項
- (9) その他、この法人の業務に関する重要事項。ただし、会長が専決できる「日常の軽易な業務」を除く。

（会長の職務の代理）

第4条 定款第7条第3項に定める「会長の職務代理人」は次のとおりとし、その掲載順に職務を代理する。

- (1) 副会長 北 島 栄
- (2) 副会長 山口 勇

- 2 同条第4項に定める「理事会において選任する他の理事」は、理事 渡辺 登 とする。

(役員を選任等)

第5条 定款第9条による役員を選任は、任期開始の前日までに行わなければならない。

2 前項により役員を選任する場合は、役員就任予定者から選任関係書（就任承諾書及び履歴書）を徴するものとする。

(改正)

第6条 この規則の改正は理事会の議決により行う。

附 則

この規則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成17年10月7日に改正し、施行する。

附 則

この規則は平成18年8月30日に改正し、定款認可の日（平成18年10月11日）から施行する。

附 則

この規則は平成19年9月1日に改正し、施行する。

附 則

この規則は平成20年5月26日に改正し、施行する。

附 則

この規則は平成21年2月27日に改正し、平成21年2月17日から適用する。

附 則

この規則は平成21年9月1日に改正し、同日より施行する。